

企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン） の一部改正の概要

ライツ・オファリングに係る制度整備として、有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類が提出される場合等であっても、あらかじめ有価証券届出書に当該継続開示書類の提出の時期等が記載されている場合には、訂正届出書の提出は不要であることを明確化する（企業内容等開示ガイドライン７－７）。その他、英文開示の範囲拡大及び発行登録追補目論見書の交付義務の免除に係る規定の整備等、所要の規定の整備を行う。